

メキシコ国営石油会社ペメックスの労働組合 — AMLO 政権は「悪しき遺制」を払拭できるか

笛田 千容

はじめに

石油産業が低迷し、主力油田の枯渇も視野に入ったメキシコにとって、国営石油会社ペメックス (PEMEX) の経営効率や財務の改善は国家的重要性を持つ。ペメックスはすでに経営転換を始めているが、上流部門の外資導入を可能にする制度改革の道は、ロペス＝オブラドール大統領 (AMLO) の登場によって中断された。かくしてペメックスの強化策が優先されるなか、政府は同社に対する資本注入や減税措置を発表し、既存の製油所のリハビリや新たな製油所の建設による対外依存度の引き下げを打ち出している。

さらに一つ、生産性向上を実現するために避けて通れないのが、労働コストおよび労働関連制度の問題である。その鍵を握る労働組合は、一党支配型権威主義と国家介入型経済を特徴とする旧体制のもとで享受していた特権的地位や汚職・腐敗の構造を引きずり、ペメックスの非効率性の一因と見られている。本稿では、政府がペメックスの労使関係の見直しに向けてどのような改革の布石を打ってきたのか、労働組合に焦点を当ててこれまでの経緯と現状を分析する。



メキシコ市の地下鉄構内に掲げられたペメックスのポスター
(執筆撮影 2019 年 9 月)

ペメックスの人員構成と労働組合

まず、ペメックスの人員構成と労働組合の構成を概観しておこう (図)。ペメックスには2つの労働組合が存在する。1つは、職務等級 8 号から 35 号の

プラントスタッフ 9 万人の加盟が義務付けられているメキシコ石油労連 (STPRM) である。STPRM は 1947 年以降、使用者との間で 2 年ごとに更改される労働協約 (CCT) ¹ を通じて、ペメックスの労使関係を構築してきた。その特徴は、労働者への手厚い処遇と、組合が持つ人事権への強い影響力にある。使用者はプラントスタッフの新規採用および欠員ポストの補充にあたって STPRM を仲介者とし、組合支部や連絡事務所を通さなければならない (CCT 第 4 条)。また 2013 年以前は、組合員が脱退または除名された場合、組合は使用者に対して当該人物の解雇を要求することができ、使用者はその理非を問うことなく当該人物を直ちに解雇しなければならなかった (CCT 第 33 条)。

サリーナス政権下の 1989 年にペメックス経営陣と STPRM との間で更改された労働協約では、職務等級 29 号以上の事務・技術職員が組合員の資格を失い、同時に 5000 人が解雇された。これは政府が対外債務返済の財源確保のため、新自由主義的な経済政策への転換を図るなかでペメックスの組織改編をおこなった時期と重なる。組合加入資格を持たない事務・技術職員は 2007 年以降、経営側に近い社員 (trabajador de confianza) として使用者と個別の雇用契約を結ぶことが義務付けられたが、身分は不安定なまま、2008 年に再び大量解雇の対象とされた。

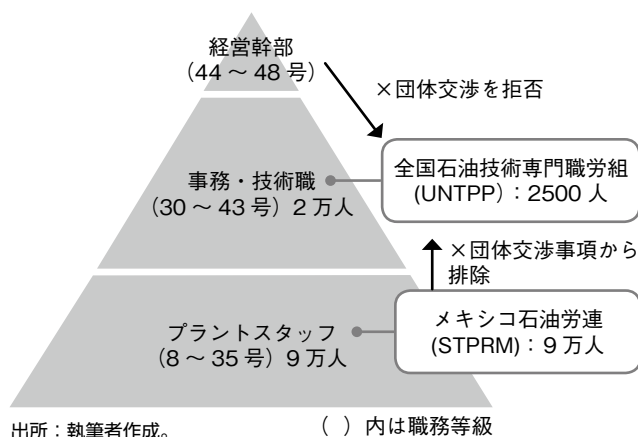
こうした人員整理への危機感を背景に誕生したのが、職務等級 30～43 号の事務・技術職員 2 万人のうち 2,500 人が加入する全国石油技術専門職労組 (UNTPP) である。ただし、UNTPP は 2009 年 12 月、法廷闘争の末に新規組合として労働社会福祉省 (STPS) に登録されるも、ペメックス経営陣は UNTPP の団体交渉権を認めていない。2011 年には STPRM との合意により、UNTPP を団体交渉事項から排除した²。さらに水面下では、UNTPP の組合員らに対し、雇用を維持する条件として、UNTPP の STPS 登録取り消しを求める文書や UNTPP からの脱退届に署名させようとする動きもあったと言わ

れる。

以上のことから、STPRM はプラントスタッフを優先的に守るかたちで組織を縮小する一方、そのしわ寄せを被った事務・技術職員は解雇しやすい人員としてリストラのターゲットにされてきたことが窺える。

次に、STPRM が抱える問題を歴史的に紐解いていこう。

図：ペメックスの人員構成と労働組合



旧体制の遺産

STPRM の誕生はメキシコ政府が石油産業を国有化してペメックスを設立した 1938 年より 3 年早かった。政府が国内外の補償問題や外国政府および企業による報復措置への対応に追われるなか、STPRM は自主管理委員会と各地の支部を通じて操業を継続して石油産業を支え、実効支配するに至った。カルデナス政権（1934～40 年）がペメックスの取締役会の構成を政府代表 5 名、労組代表 4 名にした理由は、国有化しても政府には十分な経営ができなかったため、労組に一定の管理機能を与えざるをえなかったからと考えられる。

STPRM は制度的革命党（PRI）の支持団体として政権に取り込まれ、最高執行委員会を頂点とするボス支配の組織となり、利権を享受することで非効率と腐敗を生んだ。プラントスタッフに関する実質的な人事権が STPRM に与えられていることは先述のとおりだが、退職する社員がそのポストを親族に譲渡する縁故主義が公然と認められ、空席ポストの不正売却が横行するようになった。また、ペメックスが発注する設備調達やサービス契約の一部は STPRM を通じておこなわれ、STPRM はこれらの契約を通じて多額の利益を得ていたと言われる。STPRM の最高執行委員会が承認した雇用業者はペ

メックスまたはその子会社が公告する工事・調達案件の入札に参加し優先的に発注を受けることができた。そのため、入札に参加する外国企業との癒着や、組合員ないしその家族が経営に参加する企業への「社内外注」が常態化していた。加えて、ペメックスの専売事業であったガソリンスタンドのフランチャイズ権は STPRM を通じて、選挙動員や PRI 票のとりまとめに貢献した組合員や関係者らに譲渡・売却された。

こうした旧体制の負の遺産は、民主化と新自由主義経済改革が進行し、政労使の癒着関係にほころびが生じても、なかなか払拭されなかった。改革の「聖域」に初めてメスを入れようとした PRI のサリーナス大統領は、警察と軍を動員して STPRM の最高指導者ホアキン・エルナンデス書記長（1961～1989 年）ほか幹部の逮捕に踏み切った。直接の容疑は武器の密輸所持、脱税および詐欺である。しかし STPRM の汚職体質は大して改善されないまま、カルロス・ロメロ＝デシャンプ書記長（1993～2019 年）を頂点とする新体制に移行する。そのことを象徴するのが、いわゆるペメックスゲート事件である。2000 年の大統領選において、ペメックスの資金 1 億ペソ（当時のレートで 10 億円以上）が STPRM を経由して PRI のラバスティーダ候補の選挙資金に流用されたのではないかという疑惑が浮上した。これに対し、国民行動党（PAN）から当選したフォックス大統領は労組と戦う姿勢を見せたものの、関与した人物の多くが国外に逃がれたこともあり、微温的な司法的措置に委ねるにとどまった。黒幕と見なされたデシャンプ書記長は、確たる証拠がないことを理由に責任を追及されなかった。

改革の行方

とはいえ、ペメックスの経営改善が急務とされるなかで、STPRM の既得権益は少しずつ浸食されている。ペメックスの取締役会の構成は 1971 年の石油法にもとづき政府代表 6 名、労組代表 5 名になっていたが、カルデロン政権下の 2008 年、政府と労組の代表に加えて、政府指名・国会承認の専門家 4 名のポストが新設された。これは労組の発言力を相対的に低下させる狙いがあったと見られる。ペニャ＝ニエト前大統領はそれをさらに推し進めて、労組を取締役会から完全に排除した。なお、同大統領はガソリンおよびディーゼル燃料等の輸入・販売を段階的

に自由化する方針を打ち出したが、これにはガソリンスタンドのフランチャイズ権を譲渡・売却してきた STPRM の権益を脅かす側面もあった。

また先述のように、最高評議会が承認した雇用業者はペメックスまたはその子会社が公告する工事・調達案件の入札に参加することができるが、2015 年の労働協約では「優先的に発注を受けることができる」という文言が削除された (CCT 第 34 条)。ペメックスの労働コストを肥大化させた要因の一つである年金問題に関しても、2017 年に受給資格期間が 25 年から 30 年に変更され、同時に受給開始年齢が 55 歳から 60 歳に引き上げられた (CCT 第 134 条附則)。

2014 年頃から拡大し深刻化していた石油窃盗ビジネスの問題は、パイプラインや貯蔵タンクからの抜き出し手口と、ガソリンスタンドを通じた大規模な販売網などから、STPRM の組織的関与が疑われた。ロベス＝オブラドール大統領は就任後、ただちに盗難防止対策 (El Plan Conjunto de Atención a las Instalaciones Estratégicas de Pemex) に着手し、軍隊および連邦警察を製油所やパイプラインのターミナルに派遣したが、STPRM の関与については断定を避けてその可能性を示唆するにとどめた。

オブラドール大統領と STPRM の関係で特筆に値するのは、大統領が組織内民主化勢力を中心とする自律的な労働組合への刷新を後押ししている点である。従来、STPRM に対する組合員の忠誠心は高いとされてきた。しかし、指導部が私利私欲に走って独裁的な権力を振るい、疑わしい富の蓄積が見られる一方、組合が運営する事業や保有する資産などに関する説明責任が一切履行されないことに対する不満も蓄積している。その表れとして、2008 年頃から「新しいメキシコのために進化する石油労働者の運動」(MPAE) などに代表される組織内民主化勢力が台頭した。STPRM の透明性を確保し汚職とたたかう姿勢を見せたのはオブラドール大統領が初めてではないが、歴代政権は自律的な労働組合よりも上位下達 of STPRM の方が扱いやすく都合が良いと考え、腐敗した指導部と取引することを選んできたふしがある。

その点、オブラドール大統領は行動が伴っている。まず、2019 年 10 月、大統領はデシャンプ書記長による職員ポストや組合資産の不正売却などに関する連邦検察庁の捜査の進展をほのめかして、書記長を辞任に追い込んだ。検察庁に告発をおこなったの

は MPAE である。そして 2022 年 1 月に実施された STPRM の役員選挙では、大統領の求めに応じるかたちで、組合員の電子投票システムによる秘密投票がおこなわれた。全ての組合員が自由にその意思を表示できるかたちで組合選挙が実施されるのは初めてのことである。併せて、大統領はこれまで団体交渉の際に STPRM の役員に対して提供されてきたフリンジ・ベネフィットを廃止する意向を表明した。

ただしその結果は、必ずしも大統領の期待に沿うものではなかったと言えるだろう。25 名の立候補者のなかから約半数の組合員票を獲得して新書記長に選出されたのは、デシャンプ元書記長の長年の腹心で、ペメックスゲート事件に関与していたと言われるリカルド・アルダナ氏であり、新体制への期待度は未知数である。

おわりに

本稿では、まず STPRM と UNTTP というペメックスの 2 つの労働組合を対比させて、強い労働組合を構成するのはプラントスタッフであることと、旧体制のもとで培われたメキシコ特有の労使関係の土壌が現在にも影響を与えていることを説明した。労働組合は特権を少しずつ剥奪され弱体化の傾向が見られるものの、労使関係の抜本的見直しが可能な状況には至っていない。オブラドール大統領が腐敗した組織の切り崩しをどのように続行するかが注目される。

- 1 メキシコで労働協約が成立するためには、当事者間の交渉で合意に達した事項を書面に作成し、労働社会福祉省 (STPS) の管轄下で連邦および州レベルで設置されている和解仲裁委員会に提出、登録される必要がある (連邦労働法第 390 条)。
- 2 労働者の定義が従来の「使用者の指揮命令に服して労務を提供する組合員」から「…労務を提供し、STPRM を構成する組合員」に変更された (CCT 第 1 条第 3 項)。

参考文献

坂口安紀 [2019] 「メキシコのエネルギー改革：資源ナショナリズム、地質的・技術的制約と政治の変化」(星野妙子編『メキシコの 21 世紀』アジア経済研究所) p.167-197
丸谷吉男 [1998] 「発展途上国の資源ナショナリズムについての一考察：メキシコ石油の国有化と PEMEX の形成を中心に」(『国士舘大学政経論叢』第 10 巻第 2 号)。
PEMEX (Petróleos Mexicanos) [各 年] Contrato Colectivo de Trabajo celebrado entre el Sindicato de Trabajadores Petroleros de la República Mexicana y Petróleos Mexicanos por sí y en representación de PEMEX-Exploración y Producción, PEMEX-

Refinación, PEMEX-Gas y Petroquímica Básica y PEMEX-Petroquímica.

PEMEX (Petróleos Mexicanos) [各 年] Contrato Colectivo de Trabajo celebrado entre Petróleos Mexicanos por sí y en representación de sus Organismos Subsidiarios y el Sindicato de Trabajadores Petroleros de la República Mexicana.

PEMEX (Petróleos Mexicanos) [各 年] Contrato Colectivo de Trabajo celebrado entre Petróleos Mexicanos por sí y en

representación de sus Empresas Productivas Subsidiarias y el Sindicato de Trabajadores Petroleros de la República Mexicana.

Salas, Fernando J. 1991. "PEMEX: Incentives in a Government-owned Firm." PhD diss. presented to Stanford University, Department of Economics.

(ふえた ちひろ 駒澤大学総合教育研究部講師)

ラテンアメリカ参考図書案内



『メキシコ文化の機能不全ーパンデミック・T-MEC・文化財』

ホルヘ・サンчес=コルデロ 松浦芳枝訳 西田書店
2021 年 11 月 180 頁 2,300 円+税 ISBN978-4-88866-662-6

著者は、メキシコの法曹人、外交官、評論家として活躍しており、文化財・文化遺産保護に関しては第一人者と言われ、日本では『法と文化ー文化財保護に向けての司法的挑戦』(西田書店、2020年)の訳書が出されている。訳者はメキシコ国立自治大学(UNAM)博士課程、駐日メキシコ大使館勤務を経た明治大学講師。

本書が分かり易い語りで挙げているのは、メキシコでの新型コロナウイルス感染症のパンデミックの下で、同様にアステカ時代に欧州人との接触から天然痘・麻疹等で、植民地時代も黄熱病やチフス等で先住民社会の人口の激減という危機がもたらされたことがあったが、その後今日に至るも国の公共衛生政策から先住民が置き去りにされているということ、2019年に米国議会でも批准された米墨加自由貿易協定(T-MEC。英語表記はUSMCA)はメキシコにおいても通商面については絶賛されたが、文化の領域ではそうではなく、技術やインターネットの中立性でも敗れ、メディアや映画等を含めメキシコ文化へのレクイエムとなったこと、食事は文化であって生物学的必要性ではないとすれば、食物の輸入増はメキシコの伝統の食事と衛生安全保障に多大な懸念をもたらしたと、海外へ流出した文化財の回復・保護のために国家の課題の一つとして文化財の擁護が必要であり、いまこそ文化財を世界的に保護するための「知的な戦い」が必要であることを強調している。日常的事実、事例を挙げ、グローバルな視点から世界各地の状況分析も加えて説く語りは読み易い。

(桜井 敏浩)



『南米レストランの料理人ー海を越えて沖縄へ 日系家族のかたいつながり』

漢那 朝子 ボーダーインク
2021 年 12 月 304 頁 2,200 円+税 ISBN978-4-89982-417-6

著者は沖縄出身、ベネズエラの彫刻家と結婚して1973～83年の間ベネズエラに滞在しその後帰国、編集プロダクション勤務を経て現在はフリーのエディター・ライター。

他県にはみられない5年毎に開催される「世界のウチナーンチュ大会」に見られるように、広島県に次いで多い沖縄からの海外移民は実に結束が固い。移住先からいろいろな事情で沖縄に戻った人々の中には、それぞれの移住先の料理店やフルーツパーラーを営む人たちがいる。彼・彼女等アルゼンチン、ペルー、ブラジルのー～三世の11人にインタビューし、移住の理由、現地での生活と哀楽、南米料理の特徴、チャンプルー、ソーキそばなど沖縄料理を知らしめたいとの思いを聞き出し綴っているが、そこに共通するのは「家族・アイデンティティ・自己主張・働き者・生活力」であった。

沖縄に戻った南米移民がそれぞれ各国の料理店を沖縄で開き現在に至るまでの遅く生きる家族の姿を、取材先から提供された昔の写真も交えて、生き生きと親近感をもって描いたルポルタージュ。

(桜井 敏浩)